

## 旧暫定逆線引き区域における予定建築物等の用途の廃止

### 新旧対照表

行田市開発許可等の基準に関する条例(平成17年条例第9号)第3条第1項及び第4条第1項ただし書きの規定により、指定した土地の区域及び当該区域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途

#### 1 指定した土地の区域及び環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途

	新	旧	備 考
第3条第1項による土地の区域	第4条第1項ただし書きによる環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途	第4条第1項ただし書きによる環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途	旧暫定逆線引き区域における用途地
大字谷郷の一部及び谷郷三丁目の一部	—	建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物	第一種低層住居専用地域
		建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物	第一種中高層住居専用地域
		建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物	第一種住居地域
大字長野の一部、大字小見の一部及び大字白川戸の一部	—	建築基準法別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物	第一種低層住居専用地域
		建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物	第一種住居地域
		建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物	準工業地域
緑町の一部	—	建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物	準工業地域

ただし、上表に掲げる土地の区域のうち、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地域並びに農地法(昭和27年法律第229号)第4条第2項第1号ロに掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地を除く。